

## 第2章 災害予防計画（平常時対策）

市は、国、県、山体周辺市町村、公共機関、専門家等と連携して、協議会において、富士山の噴火時等の避難に係る平常時からの共同検討体制を構築する。

### 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）

実施主体	内 容
市	<p>情報伝達体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・山小屋組合等との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・区による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> </ul>
	<p>避難計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・区ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</li> <li>・避難対象エリアの市民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災会、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> </ul>
	<p>訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・県と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> </ul>
	<p>装備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> </ul>
	<p>体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> </ul>
	<p>教育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> </ul>
	<p>入山規制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制の実施方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の選定</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> </ul>
	<p>交通</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市避難計画の策定）</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）</li> </ul>

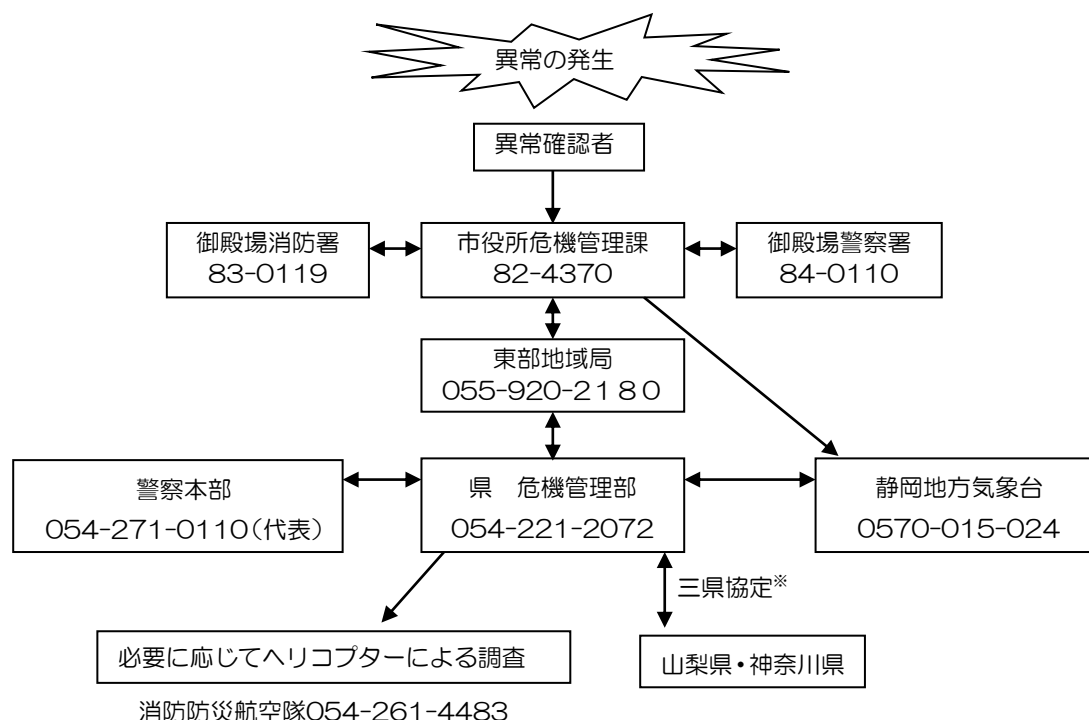
	除灰	<ul style="list-style-type: none"> <li>除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出</li> <li>道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> </ul>
	畜産	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> </ul>
受入市町		<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>市民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>市民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>
県		<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>広域避難計画の周知</li> <li>山小屋組合等への広域避難計画の周知</li> <li>警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>鉄道事業者への広域避難計画の周知</li> <li>観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>市における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>市及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討）             <ul style="list-style-type: none"> <li>例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置</li> <li>視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話</li> <li>手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> </ul> </li> <li>市が設定した避難ルートの把握</li> <li>県バス協会等との協定の締結</li> <li>広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>市の広域避難対象者の把握</li> <li>受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>市の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>福祉避難所の把握</li> <li>避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>市の安否情報確認訓練への支援</li> <li>畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>施設へのヘルメット等の整備</li> <li>退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>
国		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>国内外への情報発信体制の構築</li> <li>火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>
道路管理者		<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>除灰作業計画の策定</li> <li>放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>

NEXCO中日本	・噴火時等における交通規制の事前検討
鉄道事業者	・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討
警察	・市と連携して交通規制箇所（道路）の選定 ・入山規制実施時の規制箇所の検討
社会福祉施設等	・社会福祉施設等の避難計画の策定 ・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保
畜産事業者	・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討 ・家畜移送計画の策定
山小屋組合等	・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討 ・県及び市と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施 ・施設へのヘルメット等の整備
医療機関	・噴火時等の広域医療救護体制の構築 ・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加
協議会	・広域避難計画への広域避難路の設定 ・広域避難路の代替路の検討 ・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討

## 第2節 情報連絡体制の整備

### 1 異常現象の通報体制

富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。



※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）

図6 市民からの通報体制

実施者	具体的な内容
異常現象発見者	異常現象（地割れ、臭気等）を発見した者は、直ちに最寄り富士山周辺市町の長又は警察官に通報するものとする。
警察官	異常現象の通報を受けた場合には、速やかに最寄りの富士山周辺市町に通報する。
市長	警察官、市民等から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに県及び静岡地方気象台に通報するとともに、異常現象の確認を行う。
知事	富士山周辺市町の長から異常現象の通報を受けた場合には、速やかに静岡地方気象台と連携して異常現象の確認を行う。

## 2 協議会内の情報伝達体制

協議会内で共有すべき情報（気象庁が発表する噴火警報等、住民等からの通報、市町の発令する避難指示等）は、協議会会長県及び副会長県が集約し、協議会構成機関に速やかに情報伝達し共有を図るとともに、必要に応じて広報・発信する。

噴火警戒レベル1～3の段階においては、協議会構成機関は、協議会内で共有すべき情報を得た場合、副会長県を通じて会長県に報告する。会長県は、報告内容の重要度に応じ国、火山専門家、各県コアグループに情報伝達する。また、必要に応じて協議会（会議）を招集し、報告内容について検討を行う。

## 3 避難に係る情報伝達体制

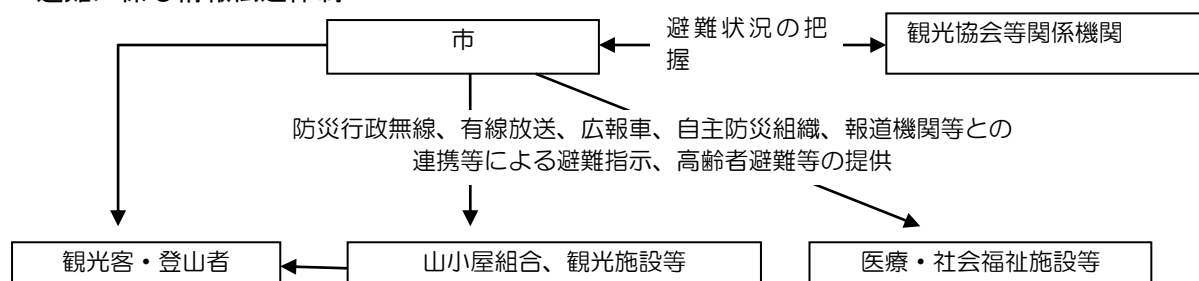


図7 避難に係る情報伝達体制

# 第3節 避難計画

## 1 避難対象となる範囲

各火山現象の影響想定範囲は、噴火した場合に影響想定範囲全体に影響が及ぶものでなく、実際の影響範囲は、噴火タイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節など様々な条件によって変化する。影響想定範囲の中で避難が必要な範囲を避難対象エリアとする。

なお、広域避難計画において定める避難対象エリアは次のとおりである。

火山現象	避難対象	説明
火口形成、噴石、溶岩流、火砕流、大きな	影響想定範囲※1	可能性マップの示す範囲（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）
	第1次避難対象エリア	想定火口範囲
	第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流（3時間以内）到達範囲
	第3次避難対象エリア	溶岩流（3時間～24時間）到達範囲
	第4次A避難対象エリア	溶岩流（24時間～7日間）到達範囲
	第4次B避難対象エリア	溶岩流（7日間～40日間）到達範囲
火山泥流 融雪型	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※融雪型火山泥流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	融雪型火山泥流の流下、堆積が予想される範囲（シミュレーション結果等により流下が想定される部分）

降灰	影響想定範囲	降灰可能性マップの示す範囲（降灰堆積深2cm以上）
	避難対象エリア	降灰堆積深が30cm以上になると想定される範囲 ※2※3※4
	屋内退避対象エリア	降灰堆積深が30cm未満と想定される範囲 ※3
噴石 小さな	影響想定範囲	1cm以上の小さな噴石の降下が想定される範囲
土石流後	影響想定範囲	可能性マップの示す範囲 ※降灰後土石流の影響想定範囲には、避難対象エリア外の部分もある。
	避難対象エリア	土石流危険渓流の土石流危険区域、又は土砂災害警戒区域

※1 避難対象エリアは、広域避難計画改定後に見直す予定。

※2 避難対象エリアの基準となる降灰堆積深は、今後さらに検討を進め、必要に応じて見直しを行うこともある。

※3 気象庁が予め実施したシミュレーション結果を基に、噴火の可能性が高まった段階で風向き等の気象条件等を加味して判断する。また、気象庁が噴煙等の観測結果を基にリアルタイムで実施するシミュレーション結果も参考にする。

※4 降灰堆積状況の観測により得られた降灰分布図も参考にする。

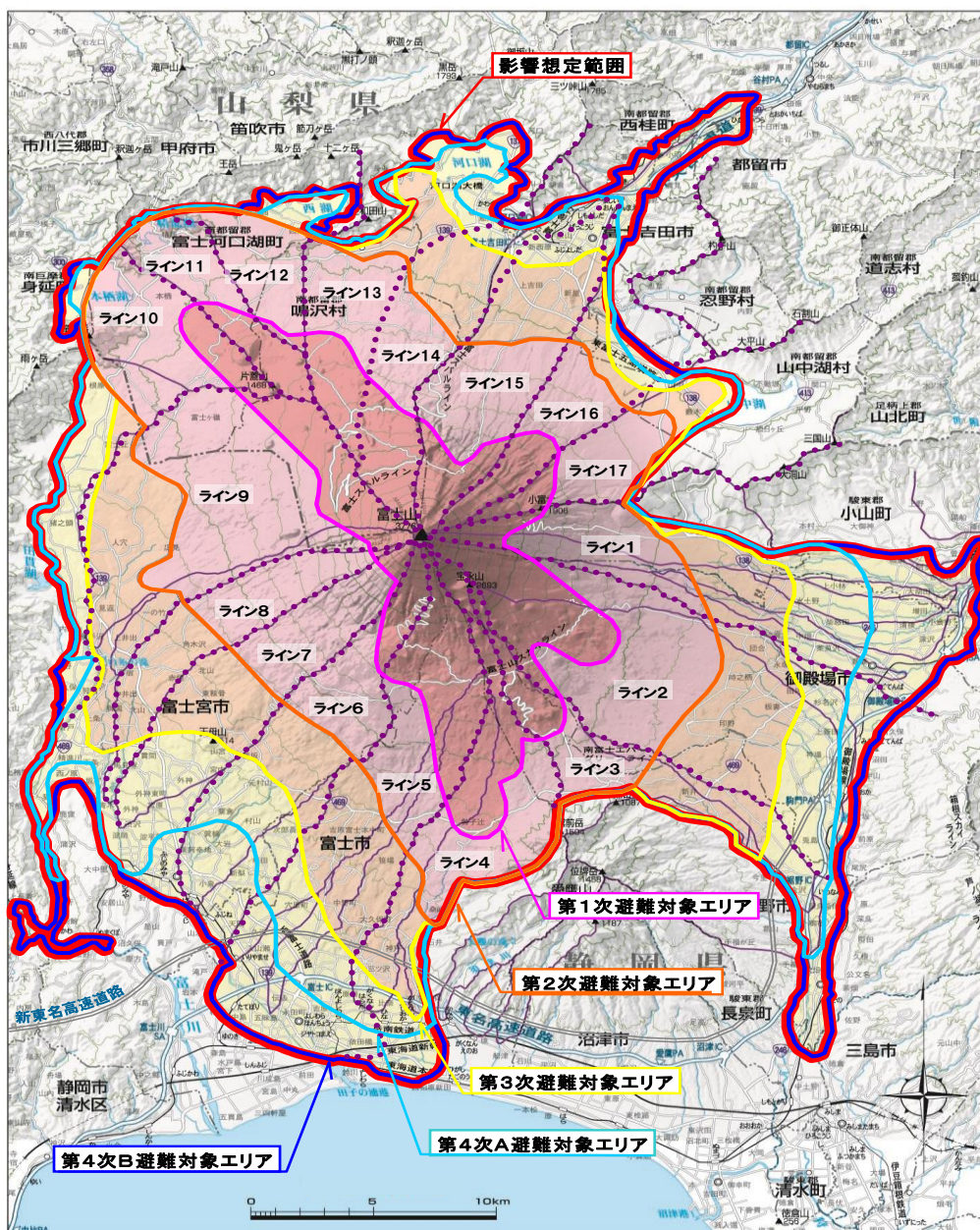


図8 <想定火口範囲、噴石、火砕流・火砕サージ、溶岩流の影響想定範囲と避難対象エリア>

## 2 段階的な避難

噴火警戒レベルや噴火の状況に応じて、次の表に基づき段階的に避難準備や避難を行う。

(1) 噴火前（噴火警戒レベルの上昇）と噴火開始直後の避難

上段：一般住民
中段：避難行動要支援者
下段：観光客・登山者

区分	噴火警戒レベル	溶岩流					融雪型火山泥流	降灰		小さな噴石	降灰後土石流
		火砕流、大きな噴石						避難対象エリア	屋内退避対象エリア		
		火口形成	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア					
噴火前	3	避難 避難 避難・入山 規制 【全方位】	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	4	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	—	—	—	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	降灰前に避難を要する場合 避難準備 避難準備 避難準備		—	—
	5	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	—	—	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難 避難 避難	避難準備 避難準備 避難準備	—	—
噴火開始直後		避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【全方位】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【必要なライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【必要なライン】	—	避難準備 避難 避難・入山 規制 【必要な範囲】	降灰可能性マップの範囲 避難準備 避難準備 避難準備		屋内退避準備 屋内退避準備 屋内退避準備	—

—：避難行動の対象外

(2) 噴火開始後の現象発生別の避難

区分	溶岩流						降灰		小さな噴石	降灰後土石流
	第1次避難対象エリア	第2次避難対象エリア	第3次避難対象エリア	第4次A避難対象エリア	第4次B避難対象エリア		避難対象エリア	屋内退避対象エリア		
現象の発生	溶岩流の流下の場合						火山灰の降下の場合		小さな噴石の降下の場合	土石流の危険がある場合
噴火開始後	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難準備 避難 避難・入山 規制 【対象ライン】	避難 避難 避難	屋内退避 屋内退避 屋内退避	屋内退避 屋内退避 屋内退避	避難準備/ 退避(降雨により) 避難準備/ 退避(降雨により) 避難準備/ 退避(降雨により)

※A 第4次A避難対象エリアに流下の可能性がある場合

※B 第4次B避難対象エリアに流下の可能性がある場合

### 3 避難先

富士東麓の市町（小山町、御殿場市、裾野市）は受入地域A、B、C、D、Fに、富士西麓の市町（富士宮市、富士市）は受入地域D、E、F、Gに広域避難する。ただし、富士西麓地域が被災せず避難者の受入れが可能な場合には、富士東麓の市町は受入地域A、B、Cの次に富士西麓地域へ広域避難をする。

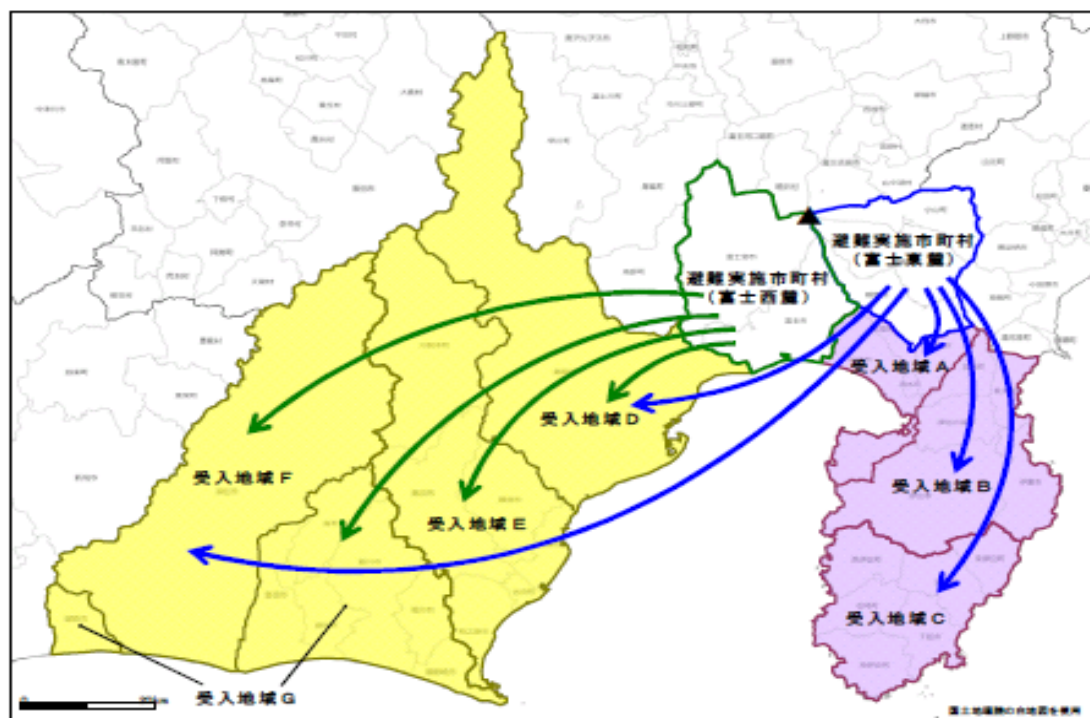


図9 広域避難の避難先

### 4 避難体制の整備

- (1) 市は、協議会における検討を通じて、避難場所、避難経路をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めるとともに、噴火警戒レベルに応じた防災対応や避難対象地域の設定を行い、避難開始時期や避難対象地域、避難経路・手段を定める具体的かつ実践的な避難計画を作成し、訓練を実施する。
- (2) 市は、あらかじめ広域避難計画に定める事項を基に、あらかじめ市避難計画を策定する。
- (3) 県は、市が市避難計画を策定する際の県内市町との調整、避難者受入先の確保等に関する調整などの支援を行う。また、県は、三県協定に基づき、山梨県及び神奈川県と、県境を越えた広域避難等について検討する。
- (4) 県は、避難者の輸送のため、県バス協会等と調整を行う。また、市とバス事業者等との連携強化について、必要に応じて調整・支援を行う。
- (5) 県は、市及び受入市町と連携して、一時集結地となる施設を確保する。

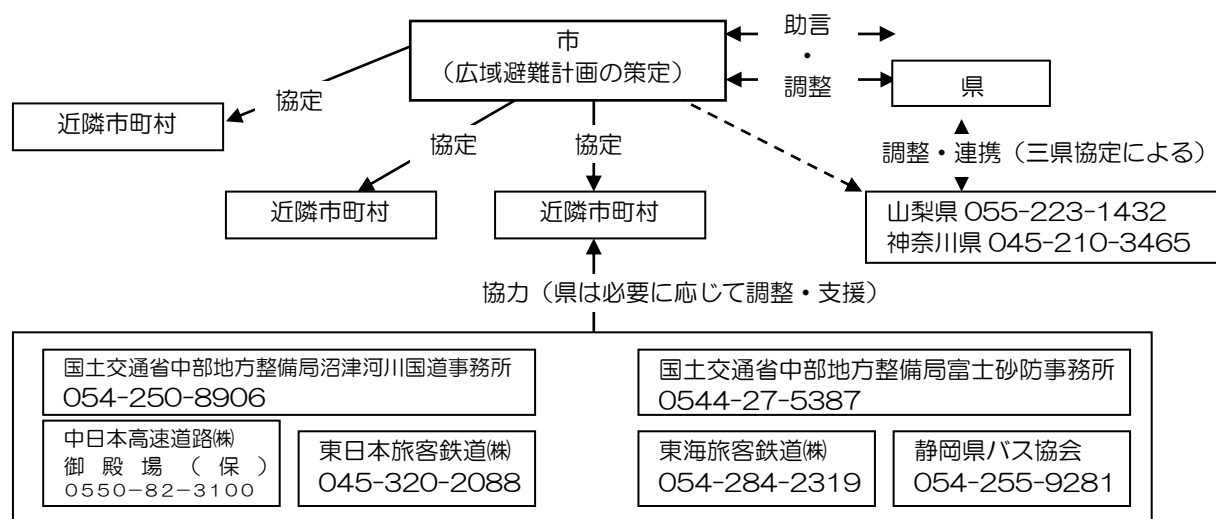


図10 避難体制

## 5 避難計画の作成

## (1) 基本的な考え方

## ア 対象現象

この避難計画の対象とする火山の噴火様式は、火山灰、軽石、スコリアを高く吹き上げる噴火（プリニー式の噴火）及び溶岩の破片（噴石）やしびきを噴き上げる噴火（ストロンボリ式噴火）とし、噴火現象は噴石、火砕流（火砕サージ）、溶岩流、融雪型火山泥流、降灰及び降灰後土石流とする。

## イ 規模

火山現象の規模や範囲は、「富士山ハザードマップ検討委員会報告書（平成16年、同委員会）」を基本とする

## ウ 避難先

富士山では、様々な火山現象が想定されるが、その多くは時間的余裕がなく、また、生命への危険性が大きいので、可能な限り噴火前の段階で避難対象エリア外への避難とする。ただし、溶岩流については、想定火口範囲から離れた地域では時間的余裕があることから、現象発生後の避難とする。また、降灰については、時間的猶予があり、かつ生命への危険性も相対的に小さいことから、現象発生後に避難対象エリア内の安全な場所への避難とする。避難対象者はまず自市内に避難とし、受入れ可能人数を超えた場合には、市外への広域避難とする。

なお、市外への広域避難の避難先については、協議会が策定した広域避難計画により県の調整に基づき避難先を決定するものとする。

## エ

## 火山現象別の避難の考え方

火山現象	避難の考え方
火砕流	火砕流の流下速度は時速数十kmから百数十kmと高速であり、火砕流発生後に流下コースから避難することは不可能であるため、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
噴石	大きな噴石は、噴火と同時に飛散することがあり、速度は速く、直接身体に当たれば死傷（外傷、熱傷）し、かなり堅牢な建物でなければ破壊されることもあるので、噴火前に避難対象エリア外への避難とする。
溶岩流	溶岩流の速度は比較的遅く、段階的な避難が可能なことから、噴火開始後3時間以内に溶岩流が到着する可能性のある範囲については、噴火前の避難とするが、噴火開始後3時間を超えて到達する可能性のある範囲については、溶岩流の流下状況に応じた避難とする。
融雪型火山泥流	<ul style="list-style-type: none"> <li>融雪型火山泥流は、山腹に積もった雪が火砕流等の熱で融け、一気に融けた水が斜面の土砂を取り込んで、高速（時速60kmを超えることもある）で流下する現象であるため、基本的には避難対象エリア外の高所・高台や近隣の堅牢な建物に避難する。</li> <li>これは短時間で融雪型火山泥流が到達する可能性を踏まえ、市外への広域的な避難は行わず、短時間に避難するためである。</li> <li>避難場所への避難が困難な場合は、融雪型火山泥流の衝撃に耐えられる堅牢な建物に垂直的な避難をする。</li> </ul>
降灰	<ul style="list-style-type: none"> <li>降灰により生命にすぐ危険が及ぶことはないため、事前避難の必要性は低いが、時間当たりの堆積量や継続時間の予測は困難であるので、噴火開始直後に避難準備または屋内退避準備とし、降灰が確認された地域では速やかに堅牢な建物への避難または自宅等への屋内退避とする。</li> <li>避難先は、降灰に耐えうる近隣の堅牢な建物とし、基本的には市内での避難となる。</li> <li>ただし、堅牢な建物への避難後、大量降灰によって孤立もしくは通常生活が困難になる恐れがある場合は、避難対象エリア外へ避難する可能性があり、この場合は溶岩流等からの避難先を準用する。</li> <li>降灰堆積深が30cm未満の場合には、降灰によって建物被害を受ける恐れが少ないため、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。</li> </ul>
降灰後土石流	<ul style="list-style-type: none"> <li>降灰や火砕流で流下した火山灰等が山の斜面に堆積した後に起きる土石流は、通常より弱い雨で発生し、広い範囲に流出する恐れがある。</li> <li>基本的には、通常の土砂災害と同様に対応することとし、土砂災害に対して指定された避難場所へ避難する。</li> </ul>
小さな噴石	小さな噴石は、身体への影響が考えられることから、影響想定範囲内で小さな噴石が降ってきた時点で、自宅や最寄りの建物への屋内退避とする。



(2) 避難計画策定の留意事項

区 分	内 容
避 難 所	<p>ア 避難行動要支援者の避難所については、再避難をする必要のない安全な地域であること。</p> <p>イ 大量降灰を想定し、屋根や建物の強度が確保されていること。</p> <p>ウ 十分な駐車スペースが確保されていること。</p> <p>エ 避難所は、噴石、火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けること。</p>
避 難 経 路 の 設 定	<p>ア 市長は、避難する市民等が速やかに指定された避難所に避難できるよう、避難経路をあらかじめ設定する。また、市長は、円滑な避難が行えるよう、交通規制の箇所、手段等について公安委員会及び道路管理者と事前に十分な協議を行う。</p> <p>イ 避難経路は、原則として融雪型火山泥流及び降灰後土石流の避難対象エリアを避けて設定する。</p>
緊急輸送体制の整備	<p>ア 市は、陸上輸送を中心とした緊急輸送体制の整備を図る。</p> <p>イ 市は、避難用バス等の大量輸送手段を確保するため、バス会社等との協定締結や連絡体制構築等の連携強化に努める。</p>
道路啓開体制の整備 (道路管理者)	<p>ア 優先的に啓開を要する道路の選定に係る市との調整</p> <p>イ 道路啓開活動要員の確保</p> <p>ウ 道路啓開用資機材及び重機の確保並びに道路の除灰に必要な車両の確保 ※融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰等を考慮して選定</p> <p>エ 火山灰の仮置場、最終処分場の確保</p>

(3) 広域避難計画

ア 避難の実施

第3次避難対象地域の避難者については、噴火開始直後は火口の詳細な位置をすぐに特定できない場合もあるため、噴火の大小などに係らず噴火した場合は速やかに避難させることを基本とする。

第4次避難対象地域の避難者については、判明した溶岩流等の実際のハザード（リアルタイムハザードマップ）に応じて避難させる。

避難者は、一義的には被害がないと見積もられる市内の避難所に可能な限り収容する。この際、市の指定避難所、その他の学校・幼稚園・保育園、各区のコミセン・広場等を市の管理下において運用する。噴火前、噴火後の親戚・知人宅への避難も推奨する。市内での収容が限界に達すると見込まれる場合は、市外に避難させる。

火山噴火後作成されるリアルタイムハザードマップに応じて、広域避難計画を修正して、実情に応じた避難計画とし、それに基づき避難する。

イ 広域避難者の受入れに係る基本事項

溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とし、状況によっては市外への広域避難となる。

広域避難者の避難先の調整手順は、まず県が避難先となる受入れ市町を決定し、次に受入市町が市と連携して、避難先となる受入避難所を決定する。

広域避難者は、原則として、市から広域避難先となる受入市町名の指示を受けて、受入市町の一時集結地へ一旦集合する。そこで受入市町から受入避難所の指示を受けた後、各自で避難を行う。（図11）。詳細な受入調整の実施手順は広域避難計画による。

なお、広域避難者は県内の他市町で受入れられることを基本とするが、受入避難所の収容可能数の不足や火山活動の状況から、山梨県、神奈川県への避難が必要となった場合には、県は広域避難者の受入れを要請する。

ただし、被災等により両県も受入れが困難な場合は、国や全国知事会を通じて他の都道府県への受入れを要請する。

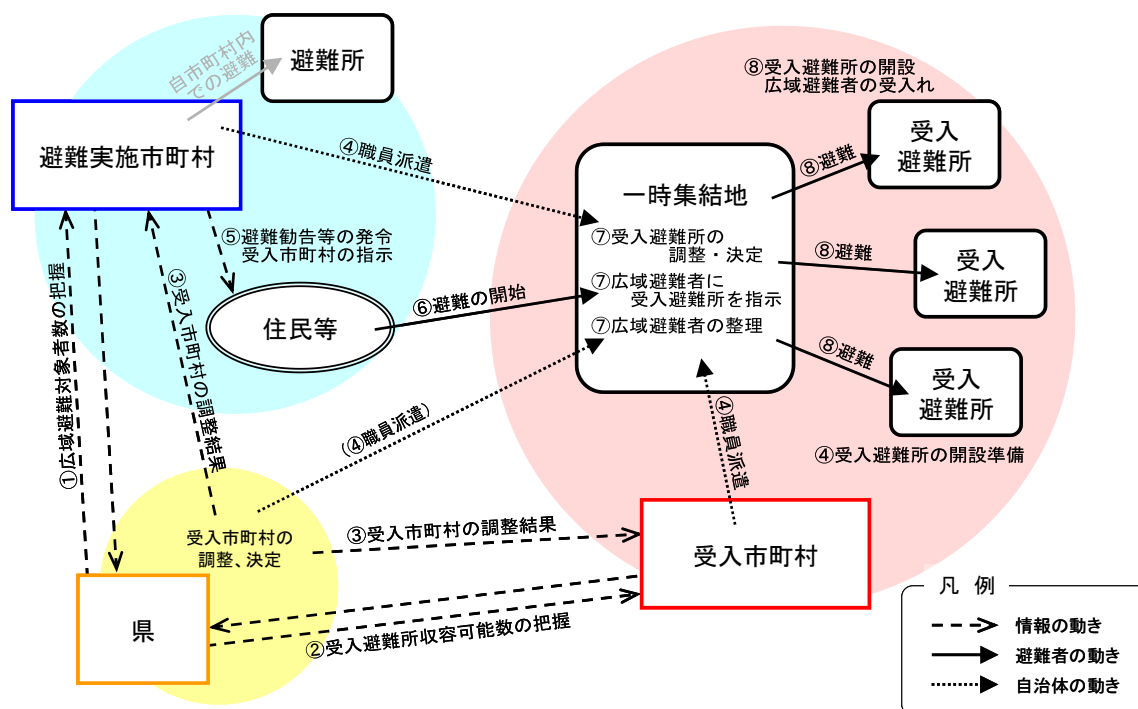


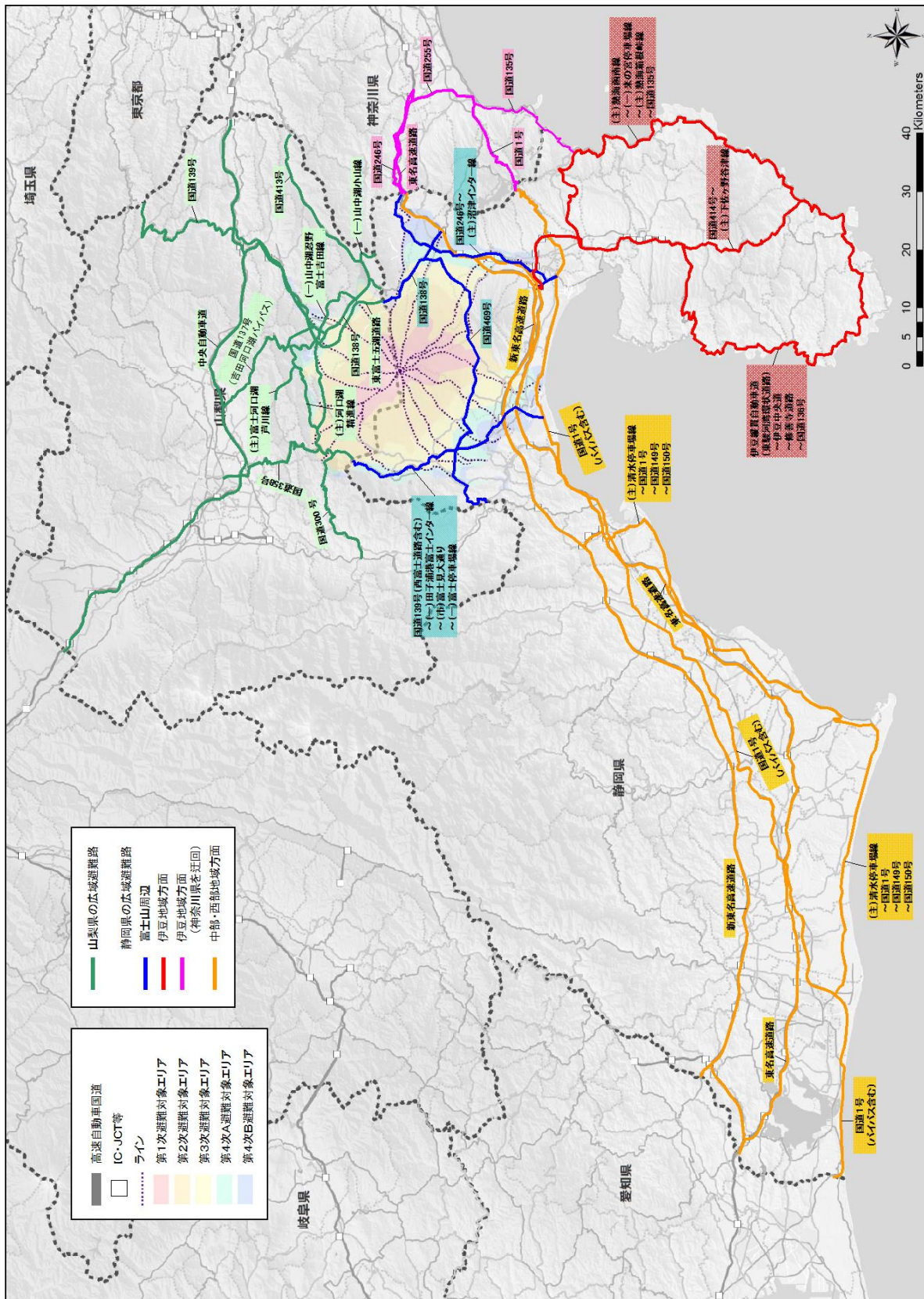
図11 広域避難の受入調整フロー図

## 6 広域避難路の指定

協議会は、広域避難を円滑に実施するため、広域避難の軸となる路線、区間を広域避難路として指定している（図12）。

市は、広域避難ルートを検討の上、広域避難路までの接続道路及び広域避難路から受入市町の一時集結地や受入避難所までの接続道路をあらかじめ避難路として指定する。

## 7 別冊「御殿場市富士山火山広域避難計画」



※高速自動車国道、緊急輸送路、IC・JCT等は、国土数値情報のデータをもとに作成

図12 広域避難路

## 第4節 避難促進施設

### 1 避難促進施設の指定

市は、活動火山対策特別措置法第6条第1項第5号に基づき、火山災害警戒地域内にある施設で、火山現象の発生時に施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設の名称及び所在地を市地域防災計画に明記するものとする。

### 2 指定の基準

避難促進施設の指定においては、協議会が策定した「避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組の協議会統一基準」によるものとする。

## 第5節 予防教育及び研修・訓練の実施

### 1 啓発活動

実施主体	内 容
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発を行う。</li> <li>市民自らが生命、身体及び財産を守るために的確な判断、行動をとることができるようにするため、ハザードマップとそれに対する各種防災情報（避難所の位置、連絡先、災害発生時にとるべき行動等）を記載した防災マップ（以下「火山防災マップ」という。）の作成・配布、ホームページの活用、講習会の開催、防災訓練の実施等を通じて、地域の実情にあった啓発を行う。</li> <li>火山防災マップ等の配布時には、説明会などを催し、正しい情報を提供する。</li> <li>火山防災マップを更新した場合は、その都度、更新内容について周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光施設等におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発を行う。</li> <li>教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>市町と協力して、ハザードマップを活用し、県民等に対する火山災害及び防災対策についての正しい知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光協会等関係機関と連携して観光事業者に対し、火山防災知識の普及・啓発、富士山火山広域避難計画の周知を図る。</li> <li>観光施設、宿泊施設等（以下「観光施設等」という。）におけるハザードマップ又は火山防災マップの掲示、富士山火山に関する観光客用リーフレットの作成、配布などの啓発活動を推進する。</li> </ul>
静岡地方气象台	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山災害及び防災対策等についての正しい知識を県民に対し、県と市町と協力して啓発する。</li> </ul>
国土交通省 中部地方整備局 富士砂防事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山災害及び砂防における減債対策等についての正しい知識を広報誌や出前講座等により、県民に対して啓発する。</li> </ul>
教育委員会 学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努める。</li> </ul>
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域避難計画及び市町避難計画を周知するための啓発資料を作成する。</li> <li>協議会構成機関の防災担当職員の火山防災知識の向上を図る。</li> </ul>

### 2 防災訓練

実施主体	内 容
市、県、防災関係機関、 自主防災組織、事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火による災害の発生に対し、的確な防災対策を実施するため、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等は、必要に応じて情報伝達訓練、避難訓練等、地域の実情にあった火山防災訓練を実施するものとする。</li> </ul>
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所等の実施する火山防災訓練に積極的に参加し、的確な防災対応の体得に努める。</li> </ul>

### 第3章 災害応急対策計画

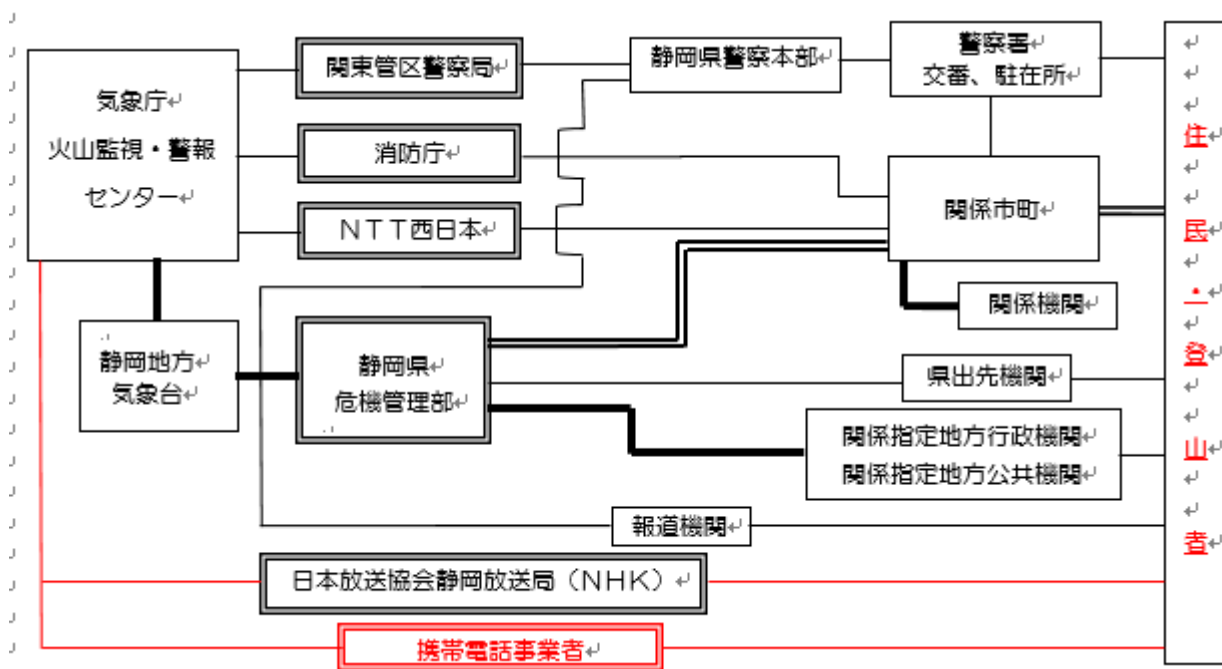
#### 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達

##### 1 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は<表2>のとおりである。

市は、登山者への伝達をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、登録制メール、登山口等における掲示、山小屋の管理人等を介した情報伝達など、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図るものとする。

なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮するよう努める。



**二重枠** (二重枠) で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。

**太線** (太線) は、「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報もしくは要請等が義務付けられている伝達通路

- 二重線** (二重線) は、
- 上記の活動火山対策特別措置法の規定による「噴火警報」、「噴火速報」及び「火山の状況に関する解説情報（臨時）」の通報もしくは要請等。
  - 特別警報に位置付けられている噴火警報（居住地域）について、気象業務法第5条の2による通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達通路。

図13 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図

## 2 噴火警報・避難指示（伝達の流れ）

噴火警報等の通報を受けたときは、市長は、直ちに同時通報用無線などにより、住民等に伝達する。

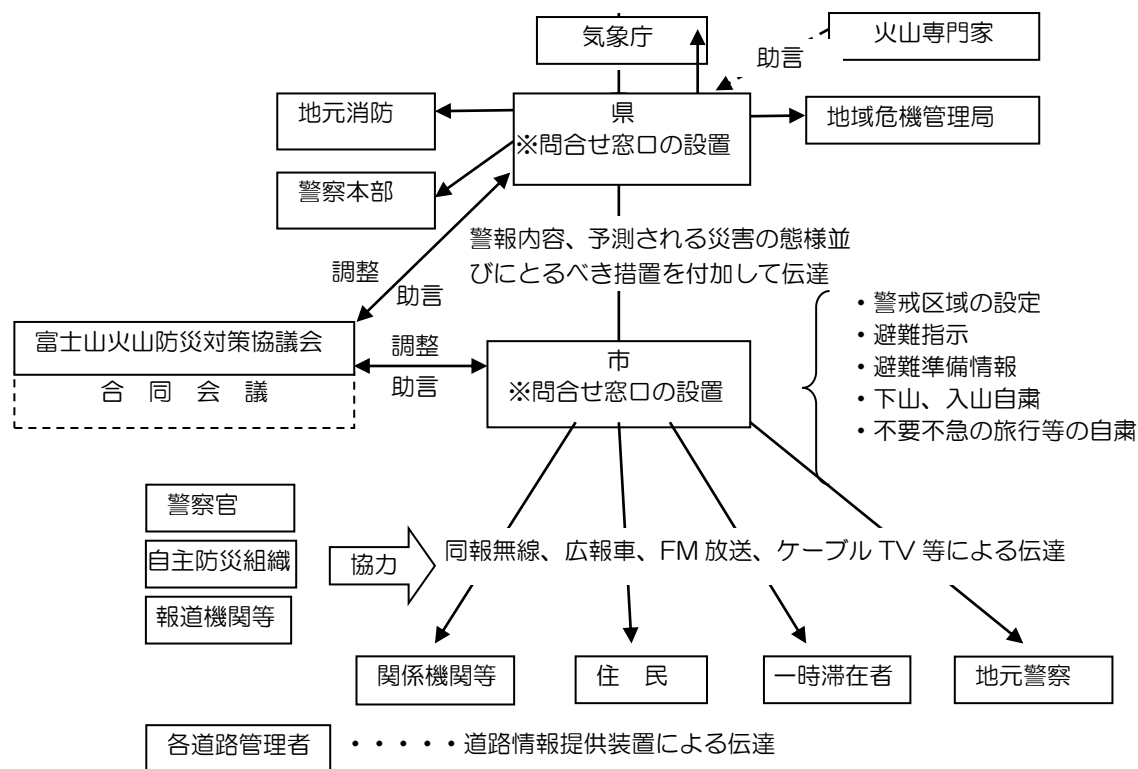


図5 富士山噴火警報伝達系統図

※ 1 市長(代行した場合は代行者)は、避難指示をした場合は、次の事項を伝達する。

- ア 避難の指示の主旨、イ 避難の指示が出された地域名
- ウ 避難所の名称及び所在地、エ 避難経路及び誘導方法

- 2 市長は、避難の指示をしたときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- 3 避難の状況により急を要するときは、避難の指示をする。

〈表2〉

区分	名称
伝達する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「噴火予報（レベル1（活火山であることに留意）」</li> <li>・「噴火警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>・「噴火警報（レベル4（<b>高齢者等避難</b>）」</li> <li>・「火山活動解説資料（噴火の影響範囲等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（火山性地震活動の状況等）」</li> <li>・「噴火警報（レベル5（避難）」</li> <li>・「噴火速報」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（噴火の状況等）」</li> <li>・「火山活動解説資料（上空からの観測成果等）」</li> <li>・「火山の状況に関する解説情報（臨時）」</li> </ul> <p>*火山活動が沈静化し、レベルを引き下げる際に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「火口周辺警報（レベル3（入山規制）」</li> <li>・「火口周辺警報（レベル2（火山周辺規制）」 が発表される場合がある。</li> </ul>

## 第2節 避難指示

### 1 避難指示の発令

噴火前に火山活動の活発化に伴う現象（有感地震の発生、地殻の隆起や伸び、温泉や地下水の変化、

地熱の上昇、低周波地震の増加、火山性微動等）が観測されると、気象庁は、噴火警報等（噴火警戒レベル）を発表することから、市は、広域避難計画及び市町避難計画に基づき、段階的に住民等を安全な地域へ避難させることを基本とする。

噴火警報（噴火警戒レベル）及び火山活動の状況に応じ、以下のとおり避難対応を行う。

実施者	内 容
市長	ア 市民等の生命及び身体を保護する必要があると認めるときは、住民等に対し避難指示を発令する。 イ 避難指示を発令したとき、直ちに避難指示の発令された地域の市民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。 ウ 避難指示を発令したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

＜代行処理＞

実施者	内 容
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急に避難が必要であると認めるときで、かつ市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは、市民等に対し避難の指示をする。 この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。
知事	ア 災害の発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示を発令する。 イ 市長に代わって避難指示を発令したとき、直ちに避難指示された地域の住民等に対して、指示の内容を伝達するとともに、警察官、消防団、自主防災組織等の協力を得て周知徹底に努める。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。

2 入山規制

(1) 登山の自粛等

県・市・関係機関は、協議会が策定した「火山の状況に関する解説情報（臨時）」による防災対応に関する申合せ書により、五合目以上の登山の自粛の呼びかけや五合目より下の注意喚起を実施する。

(2) 入山規制

市は、噴火警戒レベルに応じて観光客・登山者を対象に入山規制を実施する（下表）。

また、噴火警戒レベルの引き上げに伴い、入山規制エリアの拡大を決定し、山小屋組合等に対して情報伝達するとともに、観光客・登山者への早期下山の呼びかけを要請する。

入山規制の実施後は、警察、消防及び山小屋組合等と協力して観光客・登山者の避難誘導を実施する。市は、登山者等火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、登山届（登山計画書）の活用、携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの普及、火口周辺施設との連携等により、登山者等の情報の把握に努めるものとする。入山規制エリアのうち第1次及び第2次避難対象エリアでは、立て看板の設置などにより人が立ち入らないよう規制を行うが、第3次避難対象エリアより外側は、入山規制エリアが広く物理的な規制が困難であることから、広報等により入山規制の周知を行う。

入山規制の実施基準

実施時期	入山規制エリア
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア
噴火警戒レベル4	第2次避難対象エリア
噴火警戒レベル5	第3次避難対象エリア
噴火開始直後	第4次A避難対象エリア
噴火開始後	第4次B避難対象エリア

※ 入山規制の実施基準は、広域避難計画改定後に見直す予定。

3 住民等の避難

- (1) 溶岩流等（火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流）からの避難は、自家用車等による避難を基本とする。また、円滑に避難することができない住民については、輸送車両（バス、トラック等）による輸送を行う。

- (2) 避難先は避難対象エリア外の県内の受入市町の受入避難所を基本とする。
- (3) 自ら交通手段を確保できない者及び避難行動要支援者は、あらかじめ指定した集合場所に集合し、市が用意する車両（バス等）で避難対象エリア外に避難又は退去する。
- (4) 医療・社会福祉施設に入院、入所又は通所している者については、施設管理者が他の施設等への移送又は家族等への引渡しを実施する。
- (5) 避難する場合、火山灰や小さな噴石の降下に備え、ヘルメット、防塵マスク、ゴーグルなどの着用に努める。
- (6) 観光客・登山者の避難路については「富士山噴火時避難ルートマップ」によるものとする。

#### 4 警戒区域の設定

市長は、噴火が発生し、または発生しようとしている場合、住民等の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入を制限し、もしくは禁止し、または退去を命ずる。

市は、警戒区域の設定に関して、必要に応じて火山災害警戒（対策）合同会議（以下、「合同会議」という。）において協議を行う。

なお、居住地域に対して警戒区域を設定する際には、日本国憲法第 22 条第 1 項で定める基本的人権（居住・移転の自由）に配慮し、立ち退く住民の心理的・経済的負担を可能な限り軽減するように努める。

市は、警察、消防及び自衛隊と協力し、二次災害に留意して警戒区域内に人が立ち入らないよう警戒活動を行う。また、警察は警戒区域内の治安維持に努める。

警戒区域設定の考え方	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒区域の設定は避難対象エリア単位を基本とする。</li> <li>・噴火後は、リアルタイムハザードマップを参考にして、噴火の状況及び道路、地形等を考慮して設定する。</li> <li>・警戒区域へ進入する幹線道路は、流入を防ぐため幹線道路の一部区間を対象に含める。</li> <li>・警戒区域は、必要に応じ合同会議で協議の上、市市長が設定する。</li> <li>・小康期となった場合は、協議会構成機関と情報共有を図りながら警戒区域の見直しを検討する。</li> </ul>	

実施者	内 容
市長	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
警察官	火山噴火による災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合で、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。この場合は、警察官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市長に通知する。
知事	災害発生により市がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	市長若しくはその委任を受けた市職員、警察官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、その自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

※市長、警察官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、住民等に対して退去又は立入禁止を命ずる。

#### 5 救出救助

##### (1) 人命の救出救助

地震対策編 第 5 章第 6 節「3 人命の救出活動」により、救出活動は市が行うことを原則とする。

##### (2) 避難未実施者等の救助

市は、入山規制の実施、避難指示の発令及び警戒区域の設定を行った地域に避難未実施者が残っていないか確認を行う。山小屋組合等や町内会等が把握している避難未実施者の状況等を照会するとともに、警察、消防、自衛隊等と協力して避難未実施者の捜索・救助を行い、その結果を県に報告する。

県は、捜索・救助に関する応援について関係機関との調整を行う。また、避難未実施者に関する情報を集約する。

なお、救助活動を行う機関は、負傷者、病人、子供及び避難行動要支援者の救助を優先することとし、自力で避難することが可能な者については避難を促す。また、二次災害を防止するため、関係機関との火山活動の状況等について情報共有を行い、救助活動の安全確保に努める。



## 6 一時帰宅の実施

- (1) 市長は、避難が長期化した場合において、火山活動が小康状態となっている場合には十分な安全の確保と地域性を考慮し、一時帰宅を実施することができる。
- (2) 市長は、一時帰宅を行う場合は、合同会議（または協議会）において気象庁や火山専門家等の意見を聞き、避難者の一時帰宅を検討する。
- (3) 市長は、一時帰宅の実施にあたり、警察、消防及び自衛隊に協力を要請するとともに、十分な安全対策を講ずる。

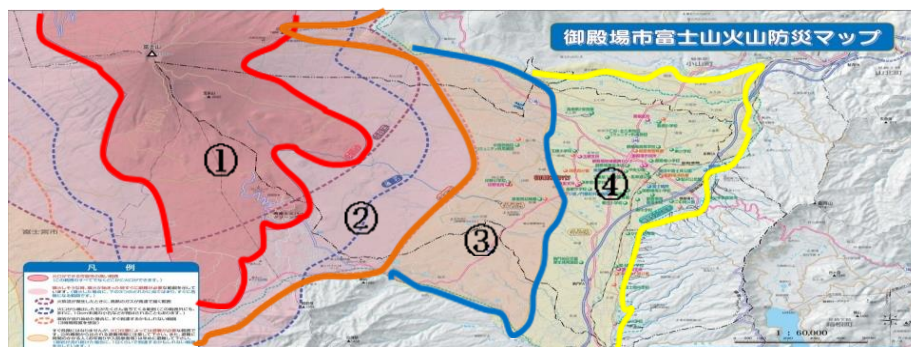
## 第3節 市の体制

### 1 配備体制

市は、噴火レベルに応じて、次の体制により対策に当たる。

災害等の状況	出役者	体制
火山活動が認められたとき 火口周辺警報レベル1 (情報収集体制)	(1) あらかじめ定められた危機管理課職員及び上水道課職員 (2) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員	事前配備体制 (情報収集体制)
火山活動に異常が認められたとき 火口周辺警報レベル3 (入山規制)	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 危機管理課、秘書課、魅力発信課、総務課、人事課、環境課、リサイクル推進課、道路河川課、管理維持課、上水道課、教育総務課、警防課職員 (3) 各所属長が必要と認めた公共施設を管理している職員	災害対策本部設置 (第2次非常配備体制)
火山活動に異常が認められたとき 噴火警報レベル4 (避難準備)以上	(1) 災害対策本部員、本部室付職員及び支部職員 (2) 全職員	災害対策本部設置 (第3次非常配備体制若しくは全庁体制)

- \* 災害対策本部を火山噴火の重大性や拡大性を勘案し、必要に応じて災害対策本部を設置する。また、代替えとなる場所をあらかじめ検討しておく。
- \* 本部長が必要と認めた場合は、参集基準に係わらず必要な職員を参集させる。
- \* 消防団員である職員は、災害時における業務について所属長と協議しあらかじめ決めておくものとする。
- \* 震度5強以上と判断した場合は、連絡の有無に係わらず全職員参集する。



噴火活動の想定		【地震活動の高まり】 ・地震、微動の増加等	【地震活動や噴気活動等の高まり】 ・地震多発、顕著な地殻変動等 ・噴気活動等の表面現象の活発化 ・居住地域に影響するような噴火の発生が予想される	【さらなる火山活動の高まり】 ・顕著な群発地震、地殻変動の加速 ・大規模噴火が切迫している	【大規模噴火が発生】 ・大規模噴火が発生 ・溶岩流の流下を開始し、想定される流下範囲が第3次ゾーンを超えると予想される。
予報警報	噴火予報	火口周辺警報	噴火警報		
噴火警戒レベル	1 (平常)	3 (入山規制)	4 (避難準備)	5 (避難)	5 切換え (避難)
警戒が必要な範囲 (丸数字は 図の範囲 と対応)		①: 火口ができる可能性の高い範囲 (第1次避難対象地域)	①: 火口ができる可能性の高い範囲 (第1次避難対象地域) ②: <b>大きな噴石・火砕流・溶岩流</b> (3時間以内に流下する範囲)の影響が及ぶ可能性の高い範囲 (第2次避難対象地域) ③: 溶岩流が24時間以内に到達する可能性の高い範囲 (第3次避難対象地域)		
基本的な 応急対応		①の範囲から退避、 立入規制	②③の範囲では(居住地域が含まれる)では ・一般住民は <b>避難準備</b> ・災害時要援護者は <b>避難</b>	②の範囲(居住地域が含まれる)では避難	③の範囲(居住地域が含まれる)では避難

## 2 火山活動シナリオと防災対応

火山活動において代表的な現象である溶岩流、融雪型火山泥流、降灰の火山活動の推移に応じた防災上の対応を示す。

火山活動（溶岩流）シナリオと防災対応

時間経過	数時間～数日		数時間～数日	1日～数週間	数か月			
火山活動の推定	静穏な状態		?	噴火開始 割れ目火口の形成と拡大	溶岩の流出	溶岩の流出	噴火の終了	
火口位置	不明			山腹斜面に生じた割れ目火口 割れ目の伸張は山頂を挟んだ反対側に伸びる可能性もある点に注意				
火山監視・観測結果	間歇的な低周波地震の発生	火山性地震、火山性微動、地殻変動	有感地震	・有感地震 ・明瞭な地殻変動	・火口の位置計測 ・割れ目火口の伸張 ・地形変化量の計測	・溶岩流の等厚線図作成 ・体積計算		
噴火規模	噴火の発生なし			小規模噴火	中規模噴火	終息		
噴火警戒レベル	1 (平常)	1～2? (平常) (火口周辺規制)	3～4 (入山規制) (避難準備)	4 (避難準備)	5 (避難)	4 (避難準備)	3 (入山規制)	
火山警報		噴火予報 火口周辺警報		噴火警報	噴火警報	警報解除		
防災対応	情報収集	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制やレベルに合わせた避難準備</li> <li>・避難計画の確認</li> <li>・警戒体制</li> <li>・情報収集</li> </ul>					<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急溶岩流ハザードマップの作成</li> <li>・通行止めの設定、迂回路検討と指示</li> <li>・溶岩流の流下に伴い順次立入規制の拡大、避難地域の拡大</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害の確認（交通被害、建物被害）</li> <li>・応急仮設住宅の検討</li> </ul>		避難			
	避難勧告・指示、避難誘導							
	「富士山火山広域避難計画」による。							

火山活動（噴石、スコリア、火山灰）シナリオと防災対応

時間経過	数時間～数日		1日～数週間	数週間～数か月		
火山活動の推定	静穏な状態		噴火開始 噴石スコリア 火山灰の噴出	噴火継続 噴石 スコリア 火山灰	降灰堆積 範囲の拡大	
火口位置	不明		山腹(山頂?)			
火山監視・観測結果	間歇的な低周波地震の発生		前兆現象	有感地震 ・明瞭な地殻変動?	降灰観測	降灰観測
噴火規模	噴火の発生なし		小規模噴火	中規模噴火		
噴火警戒レベル	1 (平常)	1~2? (平常) (火口周辺規制)	3~4 (入山規制) (避難準備)	4 (避難準備)	4? (避難準備)	
火山警報	噴火予報?		火口周辺警報	噴火警報		
防災対応	情報収集	情報収集 ・火口周辺規制?	<ul style="list-style-type: none"> <li>入山規制やレベルに合わせた避難準備</li> <li>避難計画の確認</li> <li>警戒体制</li> <li>情報収集</li> </ul>			
			<ul style="list-style-type: none"> <li>被害の確認(交通被害、建物被害)</li> <li>応急仮設住宅の検討</li> <li>土石流危険渓流下流の避難勧告等</li> </ul>			
			避難			
			<p>※ 大量の降灰(概ね30cm/日)が予想される地域避難勧告又は指示 「富士山火山広域避難計画」による。</p>			

火山活動（火砕流（融雪型火山泥流））シナリオと防災対応

時間経過	数時間～数日		1日～数週間	数か月			
火山活動の推定	静穏な状態		噴火開始 山頂火口、 山腹火口	火砕丘の成長	急斜面上部での 火砕流の発生		
火口位置	不明		火口想定	山頂あるいは山腹斜面の割れ目火口。火口の周辺が急斜面			
火山監視・観測結果	間歇的な低周波地震の発生		火山性地震の増加 ・火山性微動 ・地殻変動	有感地震 前兆現象	有感地震 ・火口の位置計測 ・割れ目火口の伸張 ・地形変化量の計測	火砕流の等層厚線図作成 ・体積計算	
噴火規模	噴火の発生なし		小規模噴火	中規模噴火	終息		
噴火警戒レベル	1 (平常)	1~2? (平常) (火口周辺規制)	3~4 (入山規制) (避難準備)	4 (避難準備)	5 (避難)	4 (避難準備)	3 (入山規制)
火山警報	噴火予報?		噴火警報	噴火警報			警報解除
防災対応	情報収集	情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>入山規制やレベルに合わせた避難準備</li> <li>避難計画の確認</li> <li>警戒体制</li> <li>情報収集</li> </ul>				
			<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急火砕流(融雪型泥流)ハザードマップの作成</li> <li>通行止めの設定</li> <li>火砕流(融雪型泥流)の流下に併し順次立入規制の拡大</li> <li>避難地域の指定</li> <li>被害の確認(交通被害、建物被害)</li> <li>応急仮設住宅の検討</li> <li>土石流危険渓流下流の避難勧告等</li> </ul>				
			避難				
			<p>※ 富士山は、夏季の2~3か月以外は冠雪、梅雨時期と重なると被害が増大</p>				

### 3 協議会（又は合同会議）との調整

協議会は、気象庁が噴火警戒レベルの引き上げた時、速やかに協議会（会議）を開催し、気象庁や火山専門家等の意見を聞き、住民避難など各機関が実施すべき防災対応の検討や情報共有を行う。

また、噴火警戒レベル4の発表後、政府の現地警戒（対策）本部が設置された場合は、国は、協議会の体制合同会議に移行し、関係する機関において火山応急対策の調整や合意形成を行う。

市災害対策本部は、協議会（または合同会議）に職員を出席させ、情報収集及び関係機関との調整を行う。協議会（または合同会議）での調整事項及び合意形成事項は、本部員会議で報告し、本部長は、市の対応方針を協議の上、決定する。

### 4 避難所の開設

- (1) 市長は、噴火により被害を受け、又は受けるおそれがある者を対象に避難所を設置する。
- (2) 市長は、住民に避難準備情報を発表した場合、避難所を開設する。
- (3) 高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、被災地外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるものとする。

## 第4節 交通規制

### 1 一般道路の交通規制

#### (1) 基本的な考え方

- 警察及び道路管理者は、噴火警戒レベルに応じて下表に示す実施基準により交通規制を実施する。  
なお、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第29条第1項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。
- 市は、一般住民等の円滑な避難のため、警察と協力して避難誘導を行う。さらに市が警戒区域を設定した場合には、市は区域への立ち入りを防止するため、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、必要な措置を実施する。
- 警察は、市と協力して、広域避難路や接続道路を対象として、避難車両が円滑に通行できるよう交通整理等の必要な措置を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要と認めた場合に、公安委員会が緊急交通路としての路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。なお、緊急交通路の指定に当たっては、道路の使用に関する調整が必要となる。
- 道路管理者（国・県・市の道路管理者、中日本高速道路（株）及び県道路公社等）は、管理道路が火山現象や火山性地震等により被災、破損したときは通行止めなど必要な交通規制を行う。

#### 交通規制の実施基準

実施時期	交通規制エリア	交通規制対応
噴火警戒レベル3	第1次避難対象エリア	・入山規制に係る登山口等への進入規制 ・登山口への接続路等の一部規制 等
噴火警戒レベル4	第1次～第2次避難対象エリア	・一般住民の避難開始に伴う道路交通規制の開始 ・警戒レベル5及び噴火に備えた交通規制の準備 等
噴火警戒レベル5	第1次～第3次避難対象エリア	・広域避難ルートへの一般車両の流入措置 ・渋滞の抑制措置 等
噴火後	第1次～第4次B避難対象エリア	・避難誘導のための交通誘導 ・溶岩流の流下ラインを踏まえた交通規制 等

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

#### (2) 道路使用に関する調整

緊急交通路では、一般車両の通行が禁止されることから、県は、公安委員会が緊急交通路として指定する対象路線をあらかじめ把握する。また、広域避難が円滑に実施できるよう、協議会において、あらかじめ関係機関と広域避難路の使用に関する調整を行うとともに、迂回路を検討しておく。また、噴火開始後、公安委員会が緊急交通路を指定する際には、合同会議において広域避難路の使用に関する調整を行う。

警察は、交通規制の実施に当たり、道路管理者と連携して隣接県の警察と交通規制の実施路線、区間、

期間、迂回路、代替路線等を警察庁経由で調整する。

実施主体	内 容
県公安委員会 (警察)	<p>ア 警戒区域への流入する交通の禁止が行われた場合、その周辺地域における交通の円滑を確保するため、必要な交通規制・誘導を行う。</p> <p>イ 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、道路の区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。</p> <p>この場合、災害対策基本法施行規則第5条に掲げる標示を設置する。</p> <p>ウ 上記イの交通規制を実施したときは、県、市町、道路管理者、隣接県警察、報道機関等を通じて、その内容を広く周知させる。</p>

## 2 高速道路の交通規制

一般住民等の円滑な避難のため、広域避難路となる高速自動車国道及びその他の自動車専用道路（以下、「高速道路等」という。）を対象として下表に示す実施基準により交通規制を行う。規制の対象となる高速道路等は、「東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、東富士五湖道路」とする。

警察は、市が設定した警戒区域に高速道路等が含まれる場合は、警戒区域への進入を防止するため、必要な交通規制を行うとともに、一般住民を円滑に避難させるため交通誘導を行う。また、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、公安委員会が緊急交通路として高速道路等の路線と区間を指定した際は、緊急交通路を許可車両以外が通行しないよう交通規制を行う。

中日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 中日本」という。）は、火山現象や火山性地震等により被災、破損した管理道路区間について、通行止めなどの必要な交通規制を行う。また、積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）が、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性のある範囲を避難対象エリアとして設定した場合、その中に含まれる道路区間を交通規制の対象とする。

なお、高速道路等の交通規制を行う場合は、都市間交通（首都圏～中京・阪神圏等）の広域的な迂回路を確保する必要があることから、合同会議において、県、警察、NEXCO 中日本及び関係機関は、迂回路の検討を行う。

### 高速道路等における交通規制の実施基準

実施時期	規制対象	交通規制対応	実施者
噴火警戒 レベル3 以降	— (必要に応じて)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般住民等の避難開始に伴う交通規制</li> <li>広域避難者（車両）の交通誘導</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>火山状況の把握及び高速道路利用者への周知</li> <li>火山性地震等により施設に被害が生じた区間は状況に応じて交通規制</li> </ul>	NEXCO 中日本
噴火後	避難指示が発令された地域を含む区間	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難誘導のための交通規制</li> <li>緊急交通路への一般車両の流入禁止措置</li> </ul>	警察
		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災した道路や二次災害のおそれのある道路の通行止め（溶岩流の流下ラインや降灰の影響を踏まえた交通規制を含む）</li> </ul>	NEXCO 中日本

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする。

## 3 鉄道の運行規制

火山現象による鉄道運行中の人的被害を防ぐため、鉄道事業者は、下表に示す実施基準又は事業者で定めた基準により、被害の及びおそれのある鉄道路線の運行規制の実施に努めるものとする。

富士山周辺では、鉄道路線は第3次避難対象エリアより外側に通っていることから、基本的に運行規制は噴火後に実施するが、火山の活動状況等により、鉄道事業者の判断で早い段階から規制を行うこともある。

積雪期には融雪型火山泥流、降灰後の降雨時には土石流が発生するおそれがあることから、合同会議（または協議会）は、観測した積雪量や土砂災害防止法第 29 条第 1 項に基づく緊急調査の結果を基に、被災する可能性がある範囲を避難対象エリアとして設定する場合がある。その中に鉄道区間が含まれる場合は、鉄道事業者に対し速やかに情報提供を行うとともに、それを受けた鉄道事業者は運行規制の対象について検討を行う。

鉄道事業者は、平常時において、広域避難計画に基づきあらかじめ運行規制の実施方法の検討を行い、噴火警戒レベル3に引き上げられたときは、火山活動の状況を把握し、運行規制等がある場合は、鉄道利用者に周知する。

また、避難指示等が発令された地域に鉄道路線を有する場合は、状況に応じて当該区間の運行規制を検討するとともに、バス等による振替輸送等を検討し、鉄道運行規制等の状況を随時県に報告する。ただし、鉄道は避難手段として使用している可能性もあることから、合同会議（または協議会）は、会議において合意した火山活動の見通しや避難行動が必要となる時期や範囲等の情報を鉄道事業者に情報提供するとともに、鉄道事業者は情報の把握に努め、収集した情報に整合した運行規制を実施する。

溶岩流等の影響想定範囲に係る鉄道路線及び区間は次に示すとおりである。

- ・東海旅客鉄道（株）：東海道新幹線、東海道本線、御殿場線、身延線

・鉄道における運行規制の実施基準

実施時期	規制対象	鉄道事業者の対応
噴火警戒レベル3以降	—	火山活動の状況の把握及び必要に応じた鉄道利用者への運行情報の周知 ※火山性地震等により施設に被害が生じた区間は、状況に応じて運行規制
避難指示等発令時	避難指示等が発令された地域を含む区間	（状況に応じて）運行休止 ※降灰による視界の悪化及び線路の状態の悪化等が生じた区間も、状況に応じて運行規制

※融雪型火山泥流や降灰後土石流の発生するおそれがあるときは、その避難対象エリアを規制の対象とする場合がある。

## 第5節 避難者の輸送

県は、県バス協会等とあらかじめ災害時の避難者の輸送に関する協定等を締結し、避難実施の際には一括して派遣要請を行う。

市は、平常時において、輸送車両で避難する住民をあらかじめ把握するとともに、輸送車両の乗車場所や避難ルートを決して一般住民等に対し周知する。

県は、噴火警戒レベル1（活火山であることに留意（情報収集体制））の段階において、県バス協会等に火山活動の状況について情報を提供するとともに、避難者の輸送に備えて輸送車両の準備を要請する。

市は、避難の実施に当たり、県に対して輸送車両の派遣を要請し、県は、県バス協会等に対し、協定等に基づき輸送車両の派遣を要請する。市は、派遣された輸送事業者と協力して避難者の輸送を実施する。

## 第6節 広域避難路の除灰等

### 1 除灰等に係る対応

県及び他の道路管理者は、避難車両や緊急自動車の通行、資機材の輸送等を確保するため、作業の安全性を確保した上で、速やかに広域避難路等の除灰作業を実施する。

また、国土交通省及び県は、火山噴火に伴う流下物（融雪型火山泥流、降灰後土石流、溶岩流）に対しては、重要な施設への被害を軽減するため、事前対策としてリアルタイムハザードマップなどの予測に基づく導流堤や堆積工等の設置を行う。流下物に覆われた後は、可能ならば速やかに除去作業を実施するが、大量の流下物により道路が厚く覆われ除去作業に時間を要する場合や火山活動の状況等により除去作業が困難な場合は、合同会議（又は協議会）において迂回路を検討する。

#### (1) 基本的な考え方

道路管理者は、降灰等（障害物を含む）により広域避難路等の通行に支障が生じるおそれがある場合は除灰作業を実施する。なお、平常時においては、気象庁から発表される降灰予報等を参考にした

除灰作業の体制や作業開始のタイミング等を検討しておく。

道路管理者は、大規模災害時において直ちに道路啓開を進め、緊急車両の通行ルートを迅速に確保するため、区間を指定し、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対する移動の命令や運転者の不在時等に自ら車両を移動することが可能である（災害対策基本法第76条の6）。火山災害においても、車両移動に関する各項目について検討しておく。

(2) 除灰作業用資機材の確保

大量の降灰に備えて、県、市及び道路管理者は、平常時から除灰作業用資機材を保有している機関の把握や支援に関する協定締結等を検討し、噴火開始後は、国（国土交通省）や自衛隊、他の都道府県等への支援要請等を行い、除灰作業用資機材の速やかな確保に努める。

なお、除排雪資機材等（路面清掃車（ロードスウィーパー）、ホイールローダー、除雪トラック、モーターグレーダー、散水車等）は、除灰作業用資機材として代用可能であることから、県内の除排雪資機材等を把握するとともに、他の都道府県等からの支援についてもあらかじめ調整しておく。

(3) 道路除灰等作業計画の作成

道路管理者は、広域避難路等のうち自らが管理する道路の道路除灰等作業計画を以下に示す内容により、あらかじめ策定する。

降灰後は、道路管理者が除灰等の作業を実施するが、降灰の状況等により除灰作業用資機材の確保等が困難な場合には、合同会議において調整する。

道路除灰等作業計画の主な内容	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降灰状況の把握体制</li> <li>・ 堆積した灰の状況に応じた除灰方法の検討</li> <li>・ 調達可能な除灰作業用資機材の把握</li> <li>・ 優先除灰路線の設定</li> <li>・ 人員、資機材投入パターンの検討</li> <li>・ 資機材用の燃料確保</li> <li>・ 一時仮置き場の設定</li> <li>・ 輸送ルートの設定</li> <li>・ 最終処分方法、処分場所の決定</li> </ul>

(4) 火山灰の処分

一般的に、火山灰は土砂として各施設の管理主体及び地方公共団体の判断により、土捨て場等で処分されるべきものである。平常時において、県及び市町は火山灰仮置き場や火山灰処分場等の設置場所を選定し、国は火山灰の処分方法を検討する。

また、降灰後は、収集した火山灰の量により、新たな最終処分場の設置や広域処分について検討する。

第7節 社会秩序維持活動

実施主体	内 容
市	市長は、当該地域に富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、同時通報用無線、有線放送、広報車等によるほか、自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、当該地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知事は、富士山の火山活動に関する流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市長と協力して、県民のとるべき措置について呼びかけを行うものとする。</li> <li>・ 知事は、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、「静岡県消費生活条例（平成11年条例第35号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。</li> </ul>
御殿場警察署	御殿場警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穩情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の収拾を図る。



## 第8節 被害拡大防止対策

噴火後の溶岩流、融雪型火山泥流、降灰後土石流及び降灰による災害拡大防止のため、火山現象等に応じて次の対策を実施する。

### 1 国土交通省中部地方整備局・関東地方整備局、県、市

- (1) 築壘、築溝、放水活動などによる溶岩流の流下防止
- (2) 導流堤、遊砂地などの建設による土石流の流下防止
- (3) 河川の浚渫及び築堤による洪水氾濫の防止
- (4) 公共施設等に堆積した降灰等の除去
- (5) 既存砂防施設の除石

### 2 降灰があった地域の住民及び事業者

住宅及び事業所施設に堆積した降灰の除去

「災害時等における応急対策業務に関する協定書」に基づき、建設業協会等に降灰除去業務を委託する。

## 第9節 継続災害対応計画

大量の降灰があった場合は、土砂災害警戒区域（土石流）において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。

実施主体	内 容
国土交通省中部地方整備局 // 関東地方整備局	ア 土砂災害防止法における緊急調査の実施 イ 土砂災害緊急情報の市町への通知及び一般への周知（土石流の被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を随時提供） ウ 土石流対策の緊急工事
県	土石流対策の緊急工事
市	ア 警戒基準雨量の見直し イ 警戒避難体制の確立 ウ 降雨時の避難の実施

## 第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、「第3章 災害応急対策計画」に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して計画を定めるものとする。

### 第1節 復旧

#### 1 復旧対策

##### (1) 産業活動の再開

市民生活や地域の社会経済活動等への影響を最小限に抑えるため、可能な限り迅速かつ円滑な産業活動の再建を図る。

##### (2) 施設等の復旧

市有施設が被害を受けた場合は速やかに復旧する。施設の復旧に時間を要する場合は、代替施設・機能の確保など、必要な措置を講じる。

##### (3) 安全性の確認

ア 応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

イ 安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して、広く市民等への周知を図る。

##### (4) 風評被害の影響の軽減

必要に応じて、市長(本部長)等による安全宣言を行うほか、安全性をPRする広報を行うなど、風評被害の拡大防止に努める。

#### 2 被災者等へのフォロー

##### (1) 健康相談の実施

災害の発生により、市民が大きな被害を受けた場合は、生活環境の変化等から生じる市民の健康不安又は体調の変化を早期に発見するために、自主防災会等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師等による巡回健康診断を実施する。

##### (2) 心の健康相談の実施

災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

#### 3 再発防止策の検討と対応マニュアルの見直し等

##### (1) 対応の評価

当該災害への対応が収束した時点で、それまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し、事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

##### (2) マニュアル等の見直し

関係法令等の改正、事後評価による改善等がなされた場合は、対応する各種マニュアルを速やかに見直し、関係機関に周知する。

